

第二項中「第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承認を取り消し」とあるのは「金融先物債務引受業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定により金融先物債務引受業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第十九条の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定により新金融先物取引法第九十条の二の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定による新金融先物取引法第九十条の二の免許の取消しの日とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に金融先物債務引受業を営んでいる金融先物取引所は、施行日において新金融先物取引法第九十条の二十一第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新金融先物取引法第九十条の二十一第一項の承認を受けたとみなされる金融先物取引所は、施行日から三十日以内に新金融先物取引法第九十条の七第一項に規定する業務方法書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(権限の委任)

第八条 内閣総理大臣は、附則第五条第二項及び前条第二項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十三条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）第十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する個人が施行日以後に支払を受けるべき同項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該合同運用信託等又は有価証券につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、第十三条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第十条第一項に規定する個人が、施行日前に支払を受けるべき同項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社債等振替法」という。）附則第十条に規定する受入終了日（国債にあつては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以

下この条及び次条において「振替移行期日」という。）までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十条第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間（利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十条（第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧所得税法第十条第一項中「老人等で」とあるのは「障害者等（所得稅法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課稅）に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）で」と、「老人等に」とあるのは「障害者等に」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

3 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始の日（その有価証券（旧所得税法第十条第一項第三号に規定する有価証券をいう。）が当該特例計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日。以下この条及び次条において「開始日」という。）以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十条第一項第二号又は第三号に規定するところにより保管の委託をし、登録を受け、又は信託されている次の各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新所得税法第十条第一項第二号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第二号又は第三号に規定するところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

- 一 新社債等振替法附則第十条に規定する特例社債 同条に規定する振替社債
- 二 新社債等振替法附則第十九条に規定する特例国債 同条に規定する振替国債
- 三 新社債等振替法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債 同項に規定する振替地方債

四 新社債等振替法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債 同項に規定する振替投資法人債

五 新社債等振替法附則第二十九条第一項に規定する特例社債 同項に規定する相互会社の振替社債

六 新社債等振替法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債 同項に規定する振替特定社債

七 新社債等振替法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債 同項に規定する振替特別法人債

八 新社債等振替法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権 同項に規定する振替投資信託

#### 受益権

九 新社債等振替法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権 同項に規定する振替貸付信託

#### 受益権

十 新社債等振替法附則第三十五条第一項に規定する特例外債目的信託受益権 同項に規定する振替特定目的信託受益権

十一 新社債等振替法附則第三十六条第一項に規定する特例外債 同項に規定する振替外債

4 新所得税法第十二条第四項の規定は、同項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分（施行日以

後五年を経過する日後に前項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該公社債等につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧所得税法第十一條第四項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分については、なお従前の例による。

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一條第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十一條第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十一條（第四項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6 その利子等（旧所得税法第十一條第四項に規定する利子等をいう。）の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第四項に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間

の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新所得税法第十一条第四項に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子等に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十四条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子（施行日以後五年を経過する日後に第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該公債につき当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条第一項に規定する個人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子については、なお従前の例による。

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の

利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧租税特別措置法第四条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする。

3 その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条第一項第一号に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている次の各号に掲げる国債又は地方債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定める国債又は地方債とみなされて新租税特別措置法第四条第一項第一号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該各号に定める国債又は地方債は当該特例計算期間の初日から引き続き同項第一号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新社債等振替法附則第十九条に規定する特例国債 同条に規定する振替国債

二 新社債等振替法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債 同項に規定する振替地方債

4 新租税特別措置法第四条の二第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する部分に限る。の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該財産形成住宅貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の二第一項第二号又は第三号に規定するところにより保管の委託をし、登録を受け、又は信託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新租税特別措置法第四条の二第一項第二号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第二号又は第三号に規定するところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第四条の三第八項の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該財産形成年金貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利

子又は収益の分配については、なお従前の例による。

8 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の三第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおそその効力を有する。

9 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の三第八項に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新租税特別措置法第四条の三第八項に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

10 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子（施行日以後五年を経過する日後に新社債等振替法附則第十九条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた同条に規定する特例国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国法人が、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

11 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（特例計算期間に対応するものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債である新社債等振替法附則第十九条に規定する特例国債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に同条の規定により同条に規定する振替国債とみなされて新租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替記載等を受けた場

合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該振替国債は当該特例計算期間の開始日から引き続き当該振替記載等を受けていたものとみなして、同条の規定を適用する。

13 旧租税特別措置法第五条の二第五項第三号に規定する適格外国仲介業者として承認を受けた者（施行日において当該承認を取り消されていない者に限る。）が、新租税特別措置法第五条の二第一項又は新租税特別措置法第六十八条の二第一項に規定する特定振替機関（日本銀行が新社債等振替法第四十七条の規定に基づく指定を受け、かつ、新社債等振替法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得ている場合における日本銀行に限る。）の新社債等振替法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた新租税特別措置法第五条の二第五項第七号若しくは新租税特別措置法第六十八条の二第四項第九号に規定する外国再間接口座管理機関又は新租税特別措置法第五条の二第五項第八号若しくは新租税特別措置法第六十八条の二第四項第十号に規定する外国間接口座管理機関に該当する場合には、当該者は新租税特別措置法第五条の二第五項第四号又は新租税特別措置法第六十八条の二第四項第六号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けたものとみなして、新租税特別措置法第五条の二及び新租税特別措置法第六十八条の二の規定を適用する。

14 新租税特別措置法第八条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第二項の規定は、同

条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該公社債又は受益証券につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

15 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第八条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第八条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第八条（第一項第一号及び第三号並びに同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16

その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八条第一項第一号又は第三号に定めるところにより登録を受け、又は委託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新租税特別措置法第八条第一項第一号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第一号又は第三号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。

17 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に発行される同条第九項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期国債等については、なお従前の例による。

18 施行日から新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までの間に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期国債等については、同項から同条第十一項までの規定

は、なおその効力を有する。

- 19 新租税特別措置法第四十一条の十二第十二項から第十四項までの規定は、施行日以後最初に同条第十二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十条の十二第十二項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定短期国債等の同項に規定する混藏寄託をする場合については、なお従前の例による。

- 20 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第十二項に規定する特定短期国債等を施行日から当該政令で定める日までの間に、最初に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定短期国債等の同項に規定する混藏寄託をする場合には、同条第十二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「受寄金融機関等（第五条の二第一項）」とあるのは「受寄金融機関等（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第 号）第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別

措置法」という。) 第五条の二第一項」と、「第五条の二第五項第八号」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第八号」と、「営業所等(第五条の二第一項)とあるのは「営業所等(旧租税特別措置法第五条の二第一項)と、「第五条の二第五項第五号」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第五号」とする。

21 新租税特別措置法第四十一条の十二第十五項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十五項に規定する特定振替国債等を譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十五項に規定する特定短期国債等を譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人については、なお従前の例による。

22 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第十五項に規定する特定短期国債等を施行日以後に譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人については、同項及び同条第十九項の規定は、なおその効力を有する。

23 新租税特別措置法第四十一条の十二第十六項、第十七項及び第二十項の規定は、施行日以後に同条第十

六項に規定する特定振替国債等の同項に規定する償還金又は利息の支払を受ける場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の同項に規定する償還金の支払を受ける場合については、なお従前の例による。

24 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等につき、施行日以後に同項に規定する償還金の支払を受ける場合には、同条第十六項、第十七項及び第二十項の規定は、なおその効力を有する。

25 第二十二項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十一条の十二第十九項又は第二十項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書については、同条第二十一項から第二十三項までの規定は、なおその効力を有する。

26 新租税特別措置法第四十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子について適用し、施行日前に開始した旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引（当該取引に係る同項第一号に規定する一括登録がされている国債が、当該取引の開始の日から終了の日までの間に、新社債等振替法附則第十九

条の規定により同条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた場合を含む。次項において同じ。）から生ずる旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

27 旧租税特別措置法第四十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から施行日以後五年を経過する日までの間に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子については、なおその効力を有する。

28 新租税特別措置法第六十八条第一項の規定は、同項に規定する外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子（施行日以後五年を経過する日後に新社債等振替法附則第十九条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた同項に規定する特例国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条第一項に規定する外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

29 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第六十八条第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（特例計算期間に対応するものに限る。）については、同条の規定は、

なおその効力を有する。

- 30 新租税特別措置法第六十八条第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十八条第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

- 31 施行日から振替移行期日までの間に発行された旧租税特別措置法第六十八条第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(鉄道抵当法の一部改正)

- 第十一條 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第一百二十九条第一項ニ規定スル振替社債等ニシテ国土交通省令ノ定ムルモノヲ含ム以下同ジ」「を加える。

(陸上交通事業調整法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条

第一項」を「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号」に改める。

- 一 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第六条
- 二 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項
- 三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の九第一項
- 四 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）第二十七条第一項
- 五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第十九条第二号
- 六 信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）第二十条第一項第四号
- 七 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第三十七条第一項
- 八 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号
- 九 通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第二十八条第一項第八号
- 十 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第十八条第一項
- 十一 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第十条第一項

十二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七

十七号）第四十条第一項第一号

十三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条

第一項

十四 新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第十九号）第六条第一号

十五 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号

十六 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一項第一号

十七 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第十四条の三第一項第一号

十八 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第七十七号）第六条第一

号

十九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十三条第一号

二十 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十五条第一項

二十一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律

第五十二条）第六条第一号

二十二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（平成十年

法律第九十二条）第二十二条第一号

二十三 新事業創出促進法（平成十年法律第二百五十二条）第三十二条第一号

二十四 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号

二十五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第十四条第一号

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条第一項及び第六十八条において同じ。」」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項第六号を次のように改める。

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

第二百三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

第二百四十条第四項第三号中「社債等登録法」の下に「（昭和十七年法律第十一号）」を、「国債に関する法律」の下に「（明治三十九年法律第三十四号）」を加え、「短期社債等の振替に関する法律」をする法律等の振替に関する法律に改め、「振替口座簿に」の下に「記載され、又は」を加える。

第二百六十三条の二第四項中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

（農業協同組合法の一部改正）

第十五条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第六号の二中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第十号の次に次の一号を加える。

## 十の二 振替業

第十条第十二項中「又は特定短期社債」の下に「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債（次項第五号において「旧特定短期社債」という。）を含む。）」を加え、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第二十七項中「第二十三項ただし書及び第二十四項」を「第二十五項ただし書及び第二十六項」に改め、同条第十三項の次に次の一項を加える。

第六項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

第十条第十二項の次に次の一項を加える。

第六項第六号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十一項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
  - 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノニに規定する短期商工債券
  - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券
  - 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十二条の二第一項に規定する短期社債
  - 五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）
  - 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券  
(郵便法の一部改正)
- 第十六条 郵便法（昭和二十一年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
- 第二十条第一項中「保護預り」の下に「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

## (国有財産法の一部改正)

第十七条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）

第二条第一項第七号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第六号の「短期社債等」とは次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券
- 四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定

目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券（水産業協同組合法の一部改正）

第十八条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）

第八十七条第四項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第九十三条第二項第九号の次に次の一号を加える。

## 九の二 振替業

第九十七条第三項第九号の次に次の一号を加える。

### 九の一 振替業

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「保護預り」の下に「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第二十条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保護預り」の下に「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第七号中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第十四号の次に次の一号を加える。

#### 十四の二 振替業

第九条の八第六項中「第二項に」を「第二項及び前項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期

債券の発行)に規定する短期債券

二 保険業法第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

亦 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

第九条の八第六項第二号の二中「(平成十年法律第百五号)」を削り、「特定短期社債を」を「特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)を」に改め、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。